

2020年5月19日

東京都、埼玉県からの休業要請が 解除された場合の対応について

政府から緊急事態宣言が未解除の8都道府県について、5月21日をめどに、可能であれば31日を待つことなく、解除する考えがあるとのことから、BaseCampとしては、東京都と埼玉県からの休業要請が早期に解除されるのであれば、別紙記載の営業形態にて、営業を再開することを予定しますので、お知らせいたします。なお、決定については、東京都、埼玉県の発表内容を踏まえて決定いたします。

別紙

- ・「新型コロナウイルス感染防止対策に伴う 営業形態について」
- ・「新型コロナウイルス感染防止対策に伴う お願いや対応について」

引き続き Base Camp をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

Base Camp